

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第69号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年3月1日 17時10分ごろ
発生場所	山口県田布施町馬島東方沖 山口県平生町所在の平生佐賀港沖防波堤西灯台から真方位271° 1.26海里付近 (概位 北緯33°53.5′ 東経132°03.2′)
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三富士丸、19トン 270-41920広島、SAマリン有限会社 B 台船 常石3号、1,200トン なし、神原ロジスティクス株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A プロペラに破損 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船体ブロックを積載したB船をえい航し、馬島東方沖において、馬島の造船所岸壁にB船を着岸させるため、B船を横抱きにする作業中、風の影響で西に圧流され、平成25年3月1日17時10分ごろ馬島東岸の浅瀬に乗り揚げた。 A船は、自力離礁してB船を馬島の造船所岸壁に着岸させた。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 5、視界 不良 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.8mであった。 B船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.4mであった。 船長Aは、本事故発生海域における航行経験が約10回あった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、馬島東方沖でB船を横抱きにする作業中、風に圧流されたことから、馬島東岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、馬島東方沖でB船を横抱きにする作業中、風に圧流されたため、馬島東岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したも

	のと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風が強い状況下、台船の横抱き作業を行う場合は、風の影響を考慮すること。</li></ul>